

【表紙】	
【提出書類】	訂正報告書
【根拠条文】	法第27条の25第3項
【提出先】	関東財務局長
【氏名又は名称】	長島・大野・常松法律事務所 弁護士 中島 徹
【住所又は本店所在地】	東京都千代田区丸の内二丁目7番2号 J Pタワー
【報告義務発生日】	該当事項なし
【提出日】	平成27年7月7日
【提出者及び共同保有者の総数（名）】	該当事項なし
【提出形態】	該当事項なし
【変更報告書提出事由】	該当事項なし

【発行者に関する事項】

発行者の名称	船井電機株式会社
証券コード	6839
上場・店頭の別	上場
上場金融商品取引所	東京証券取引所

【提出者に関する事項】

1【提出者（大量保有者）／1】

個人・法人の別	法人（外国法人）
氏名又は名称	ウエリントン・マネージメント・カンパニー・エルエルピー （Wellington Management Company LLP）
住所又は本店所在地	アメリカ合衆国、02210 マサチューセッツ州ボストン、コンGRES・スト リート280
事務上の連絡先及び担当者名	東京都千代田区丸の内二丁目7番2号 J Pタワー 長島・大野・常松法律事務所 弁護士 原田 真紀子
電話番号	03-6889-7000

2【提出者（大量保有者）／2】

個人・法人の別	法人（外国法人）
氏名又は名称	ウエリントン・マネージメント・ジャパン・ピーティーイー・リミテッド （Wellington Management Japan Pte Ltd）
住所又は本店所在地	東京都千代田区丸の内一丁目1番1号パレスビル7階（日本における営業所）
事務上の連絡先及び担当者名	東京都千代田区丸の内二丁目7番2号 J Pタワー 長島・大野・常松法律事務所 弁護士 原田 真紀子
電話番号	03-6889-7000

3【提出者（大量保有者）／3】

個人・法人の別	法人（外国法人）
氏名又は名称	ウエリントン・マネージメント・ホンコン・リミテッド （Wellington Management Hong Kong Ltd）
住所又は本店所在地	香港、セントラル、ファイナンス・ストリート8、トゥー・インターナショナル・ ファイナンス・センター17階
事務上の連絡先及び担当者名	東京都千代田区丸の内二丁目7番2号 J Pタワー 長島・大野・常松法律事務所 弁護士 原田 真紀子
電話番号	03-6889-7000

【訂正事項】

訂正される報告書名	変更報告書 No.1
訂正される報告書の報告義務発生日	平成27年5月29日
訂正箇所	平成27年6月5日に提出しました変更報告書No.1の提出者（大量保有者）／3 の住所に不備がございましたので、訂正いたします。添付書類の委任状の住 所の記載も同様に訂正しましたので、添付いたします。

（訂正前）

第2【提出者に関する事項】

3【提出者（大量保有者）／3】

(1)【提出者の概要】

【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	法人（外国法人）
---------	----------

氏名又は名称	ウエリントン・マネージメント・ホンコン・リミテッド (Wellington Management Hong Kong Ltd)
住所又は本店所在地	香港、セントラル、ワン・エクスチェンジ・スクエア32階
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

（訂正後）

第2【提出者に関する事項】

3【提出者（大量保有者） / 3】

(1)【提出者の概要】

【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	法人（外国法人）
氏名又は名称	ウエリントン・マネージメント・ホンコン・リミテッド (Wellington Management Hong Kong Ltd)
住所又は本店所在地	香港、セントラル、ファイナンス・ストリート8、トゥー・インターナショナル・ファイナンス・センター17階
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	